問 人、物、資金、情報など経営資源の援助はあるのか。

答 平成27年度の新たな取組みとして、「農家民宿の開業支援策」を打ち出している。この支援策は、新たに六次産業として農家民宿を開業する際には、住宅の改修に多額の費用が必要と予想されることから、水回りの改修費用の一部を助成しようとするものである。

また、町商工会においても随時利用いただいている日本政策金融公庫による新規開業資金や新創業融資制度等も活用することができるなど、問い合わせの内容により対応することとしている。

問 町内にモデルケースはあるのか。

答 町内の産品「柚子」「米」等を加工し販売ルートに乗せ六次産業を手がけている業者は3事業者ほどある。また、農家民宿を経営している事例が3件あり、現在も新たに2件ほど開業に向けての問い合わせがある。

【サイクリングロードについて】

問 サイクリングロードの進捗状況について

答 鬼北町独自でサイクリングロードとして施設等を整備する計画はない。

ただし、愛媛県では、コースを表示する「ブルーライン」を5㎞間隔から1㎞間隔に改良する計画であり、また、トンネル入り口の注意喚起看板やその他の案内標識、休憩所等の設置を予定しており、町としてはそれらに関連する補助事業等があれば対応していきたいと考えている。

問 地域独自のコースを作る計画はあるのか。

答 昨年の「四万十街道ひなまつり」開催時に、成川渓谷休養センターから日吉夢産地までのサイクリングイベントを実施した。今年度も引き続き、3月22日に「ひなまつりサイクリング」として鬼北総合公園から梼原町役場までをAコース、鬼北総合公園から日吉夢産地までをBコースとして実施する予定であり、これらのコースについては今後も継続していきたいと考えている。

新たなサイクリングコースの設定等については、県・関係市町と連携を図り、検討する必要があるのではないかと考えている。

問 サイクル列車を活用して、サイクリストを呼び込む計画はあるのか。

答 来年度もJR予土線で運行される場合は、愛媛県やJR四国とも連携しながら、予土線利用促進対策協議会でのイベントの開催などを通じて、サイクリストの呼び込みを図っていきたいと考えている。

【集落対策について】

問 過疎化・高齢化の中での集落対策について

答 まずは集落機能の維持を念頭に、地域の集落活動の担い手である行政区等の住民自治組織に対して、コミュニティ活動交付金による活動の支援を継続していくとともに、集落活動の拠点となる集会所の整備についても、老朽化の程度や地元の要望等も踏まえ、引き続き計画的に推進していきたい。

問 防災・減災の対策について

答 行政機能が著しく低下する可能性のある大規模災害が発生した場合や、少子高齢化が進み地域防災力の低下が見られる場合の減災対策としては、町民一人一人が自らの命、安全を自ら守る「自助」の考え方、地域の人々やボランティア、団体等が協働して地域の安全を守る「共助」の考え方等について理解を深めていただくことが重要である。そのため、防災教育の充実を図るとともに、自主防災組織や地域防災士等と連携して防災対策に積極的に参画、協働する体制を強化し、地域の防災力の向上を図っていきたい。

【耕作放棄地における対策について】

問 耕作放棄地の拡大を防止するために、どのように取り組んでいるのか。

答 平成26年7月に実施した調査によると、町内の耕作放棄地面積は19・3㌶となっている。この改善に向け、農地所有者に対する指導と貸借の斡旋を進めており、特に優良農地については農地集積も含めた施策の一環として中核農家への斡旋を積極的に行っている。

また、平成21年度より耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、現在までに町内6か所で138㌃の解消・再生が図られている。

耕作放棄地拡大の要因である農業従事者の高齢化と担い手不足を解消するため、農業研修制度の活用によるIターン、Uターン農業者の受け入れを積極的に進め、これまでに9名の研修生を受け入れ、すでに7名の方が鬼北町で就農している。また、現在も2名の研修生を受け入れており、今後もこの制度を活用し担い手の育成に取り組んでいきたいと考えている。また若年層が農業を就労の場として選択してくれる産業として育成するため、「農作業受託組織」の法人化を検討中である。

地権者が遠隔地にいる場合には、管理を誰がするのか等、さまざまな問題が起きているのが現状である。

その対処策の一例として、当町では、「多面的機能支払交付金制度」の活用が21地区、「中山間地域等直接支払交付金制度」の活用が23地区あり、それぞれの地域で、耕作放棄地等の管理、保全をしているところである。ある地域では、地元に地権者がいない水田を地域で借り上げ、もち米を作付けし、地域の行事等でもちを振る舞うなど、積極的な活用をしている事例もある。

現行法上では、土地所有者が自ら管理するか、土地所有者の同意を得て、対応するしかない。今後も関係機関等と連携し、農地利用集積円滑化事業などによる賃貸借等の斡旋を進め、耕作放棄地の解消および再生に努めたい。